

* 水俣病溝口訴訟弁護団は、2013/04/16最高裁判決で勝ち取った成果を、この社会で実現化するまで、弁護団として活動を続けて行きます。今後も、多くの方々のご支援、ご鞭撻をお願いします。

ブラックボックスの中で進められる水俣病事件訴訟 これを白昼のもとに引きずり出し、国や県の企みと闘おう

環境省職員が法廷後の進行協議に密かに出席
水俣病被害者互助会認定義務付け訴訟（熊本地裁）法廷後の進行協議に、環境省職員が参加していた件に関する続報です。

前号（68号2019/01/24）で、この経過を報告しましたが、この訴訟の当事者ではない環境省の職員は、進行協議には同席できないのが原則です。しかし、原告や原告代理人には無断で環境省職員が進行協議に同席し、それを裁判長も容認していたことが明らかになりました。

< 進行協議は「傍聴していただけ」？ >

私たちは環境省に関係情報（同席職員名、目的）の公開を請求しました。

この情報公開請求に対して環境省は、進行協議への同席は「訴訟の進行に沿って、進行協議に係る傍聴を希望したものに過ぎず、訴訟に関する重要な経緯に関するものではない」と言って、情報の公開を拒否しました。

しかし環境省職員が進行協議に同席する当初の目的は、検診医名の黒塗り問題等の訴訟の進行に関わる事案について発言することでした。

実際に2017年2月24日の第7回口頭弁論後の進行協議で、佐々木孝治特殊疾病対策室長が発言しようとしたが、原告代理人の抗議を受け、裁判所も認めなかった経緯があります。

検診医名の黒塗り問題は、原告の水俣病認定棄却の根拠となっている公的検診資料の信憑性を問う「訴訟に関する重要な経緯」に直結するものです。これについて特殊疾病対策室長（水俣病認定に関する環境省側実務のトップ）という職責をもった人物に発言させるというのですから、「傍聴」などと言うものではありません。原告代理人の抗議によって、結果的に発言できなかつただけです。

熊本県代理人の渋谷氏も、環境省職員が同席する理由について、立証計画や病像に関して環境省の協力（当初は「指導」と発言）を得て検討を行っている等、と説明していました。

原告側は進行協議に環境省職員が同席することには基本的に反対しており、これ以降は同席はないと思っていました。しかし、環境省職員は、その後も無断で同席していたのです。

< 裁判長もこれを容認していた >

そこで山口原告代理人は、熊本地裁へ2度の抗議文（連絡書 次頁<資料、>）を提出し、更に国・県の代理人には環境省職員名を明らかにするよう、法廷の場で厳しく詰め寄りました。

しかし裁判長は、環境省職員の同席は適切に行われたと述べ、山口代理人が被告を追及するのを制しました。

さらに裁判長はあろうことが、行政の棄却処分判断が適切であったのかもこの訴訟の争点であり、公的検診の実相について環境省職員の説明を受けたかったが、それができずに不満であった、と公開法廷の場で明言もしています。（2019年3月25日第18回口頭弁論）。

進行協議という裁判の公開原則に反するブラックボックスで、棄却処分は適切であったという裁判長の心証を形成する、訴訟に決定的な影響をあたえる企みが進行中だったので。

私たちは、熊本県にも情報開示請求をしています。ここでも何の文書・記録もないと、不開示処分となりましたので、現在、不服審査請求をしています。

為政者と司法を監視して、民主主義を実現化する手段の一つとして裁判公開の原則があります。私たちは、今後も環境省、熊本県、熊本地裁への追及を続け、し正しい判決を求めます。

作成経緯や根拠の不明な日本神経学会見解

福岡高裁では水俣病被害者互助会による国賠訴訟が闘われています。

前号でも報告しましたが、ここに日本神経学会の水俣病診断に関わる学会見解（環境省の照会に対する回答）が、国の証拠として提出されました。

この学会見解は環境省の質問に答えると言う形を取っていますが、その内容は環境省の要請に応じて、感覚障害症状の変動はおきない、メチル水銀暴露停止から発症するまでの期間は数か月、等、環境省の主張をそのままコピペしたものでした。

水俣病事件がおきた事情や環境汚染経由という背景を全く考慮せず、中枢神経症という一般論に矮小化し、また人の身体を機械やロボットと全く同じに論じて、水俣病患者が訴える症状を無視しています。

実際に水俣病患者を長年診てきた医師（同学会員）からも、現実に起きている実態を把握しておらず、また見解作成過程で意見を聞かれたこともなく、誰が作成に関わったのかも分からない、という批判が出ています。

溝口訴訟弁護団以外でも、水俣病患者や支援団体が連名で、環境省や日本神経学会に質問状を出し、見解の作成経緯や根拠について追及をしていますが、環境省は例によって「係争中の訴訟に関する事項」とこれに応じません。

日本神経学会は、学会見解を作成したワーキングチームの構成も明らかにせず、その根拠も「定説」という抽象的な言葉に逃げ、何の論文・知見も提示していません。さらに、環境省から訴訟に利用するとの依頼を受けて作成したので第三者には公開しないと言いながら、「訴訟に関しては、本学会は一切関知しておりません」と無責任極まりない回答をしてきました。

この学会見解は、既にノーモア・ミナマタ東京訴訟（東京地裁）にも提出されており、他の訴訟でも利用されることが予測されます。

私たちも、環境省に対しては情報開示請求を続け、日本神経学会には再質問状（資料 4月15日現在返答なし）を送るなどの活動を続け、他の団体とも連帯・協力しながら、この見解の不当性・反社会性を明らかにしていきます。

<資料 連絡書：山口紀洋 2019/02/08>

熊本地方裁判所 民事第2部合議A係

上記当事者間頭書事件（編注：水俣病被害者互助会認定義務付け訴訟）につき、2019年2月4日の口頭弁論の最後で、当職は被告指定代理人に対して、原告作成2018年11月30日付「抗議および要望書」（編注：チ工の話68添付資料）に関して質問しました。

当職の質問の趣旨は、

これまでの進行協議に同席していた環境省の職員の名前を明らかにされたい。

出席の理由を明らかにされたい。

これに対して、被告指定代理人は、「答える必要がない」旨の答弁をした。

そこで当職は、およそ公的会議である進行協議において、相手方が出席者の特定のために名前を求めた場合は、名前を明らかにするのは当然であり、この信頼性がなければ適法な裁判は保持出来ない、旨を申し入れた。

これに対して、遠藤浩太郎裁判長は、以下の趣旨に発言をした。

これまでの進行協議に対して原告訴訟代理人は環境省職員の参加に同意していた。

裁判長が規定に基づき適法に主宰するものであるから、参加者の名前を言う必要はない、という趣旨の発言をされた。

従って、被告指定代理人は、環境省職員の名前を言う必要はない。

（但し裁判長の発言は小さな声で必ずしも明確でなかったため、当職が趣旨を取り違えていたら、裁判所が当職に訂正を申し入れて頂きたい。）

そこで当職は、裁判長に、「その発言は認められない。今後裁判長のこの訴訟指揮に対して、原告の抗議の主張を続ける」と発言した。

そして法廷は終了した。

この経緯から、原告は今後も、裁判長の進行協議の主宰方法に関して抗議し、例えば、進行協議の出席者氏名を弁論調書に記載すべきとする提案を最高裁判所に申し立てることも考えている。

そこで、裁判長が進行協議で、

その都度、参加者全員を確認していないこと。

無論、その氏名、役職も確認していないこと。
その都度、相手方に参加者の同席同意を、求めないこと。

などを、規則に基づき正しいと発言したことの根拠を、書記官を通じて結構ですから、簡単に至急ご説明願いたい。

以上

<資料 連絡書：山口紀洋 2019/03/22>

熊本地方裁判所 民事第2部合議A係

前略

当職の2019年2月8日付、進行協議に関する連絡書（以下、連絡書という）に対して、裁判長から2月25日にご返事を頂きました。大変有り難う御座いました（以下、ご返事という）。

第1 そここご返事の趣旨を、当職は以下の様に理解しました。

裁判長は2月4日の口頭弁論（以下、当日という）の法廷で、国の指定代理人に「環境省職員の名前をいう必要はない」と発言したことはない。

指定代理人が答えないので、そのままにした。これまでの進行協議は、裁判長のなす訴訟指揮の一環であり、その手続に関しては適法になしている。

過去の進行協議に環境省職員が参加したと思うが、記録が残っていないので、その出欠と氏名は現在明らかにすることが出来ない。

環境省職員が進行協議に参加するのは、必要性もあると思うし、原告訴訟代理人も過日同意したので、これまでの裁判所のやり方は適正である。

第2 裁判長の当日の発言とこれまでの進行協議の手続が、上記の通りであるとすれば、当職はなおさら裁判長の進行協議の指揮は違法であると思います。

その理由は、

そもそも進行協議は公式な審理の手続の一つですから、その協議の場に、「あとで」名前、役職および事件との関連性が確認することの出来ない人物を、同席させたこと自体が、裁

判長の訴訟指揮として違法です。

何故ならば進行協議に、記録されない人物を同席させたことは、それ自身物理的に危険なことであり、協議の秘密の漏洩の危険性があり、審理参加者に無言の圧力と影響を与える危険性があります。更にその者が発言すればこれらの危険性の確率がなおさら高くなります。このように同人の同席は審理に重大な影響を与える危険性があるのです。

従って、進行協議の参加者の名前、役職、関連性に関して、後で確認出来るようにしておくことは、進行協議を開催する裁判長の事前の不可欠な義務なのです。

この義務を当日も守らない場合は、裁判長は後日、このことを修復すべきです。これは現在も出来ることです。即ち国の指定代理人に聞けば良いだけです。それにもかかわらず裁判長が敢えて修復しないことは、進行協議の安全性と参加者（訴訟当事者）の訴訟手続に対する信頼性とその基盤を破壊するものです。裁判長は、原告代理人がかつて環境省職員の進行協議同席に同意したとすることを自己の指揮の適正さの根拠にしています。

しかし過日の原告の1回の同意は、無条件でなく、事実、その時に名前と役職と関連性を言わせた上、発言を控えることを条件に同意したのです。

従って裁判長が原告訴訟代理人が1回同意したことを、根拠にすることは詭弁です。

例えば、和解協議の席に関係者を同席させ、その1回に当事者が同意したからといって、状況が当然変化する和解協議の全ての手続に同意したのだと言うのと同じで、当事者以外の同席は、例外的な手続であり、手続というものが継続的であると同時に変化するものであることを無視する主張です。

参加者の氏名、役職、関連性の明示は、進行協議の当然の制度的保証なのです。

そもそも裁判長は、国の指定代理人に、現実に進行協議に同席した職員の名前、役職、関連性を、どうして言えないのか、何故、質問しないのですか。

裁判長が質問さえすれば、指定代理人は答えるべきなのです。ことは私人でなく、公人

・公務員の公的活動です。これに指定代理人が答えないのとなれば、重大な法廷侮辱なのです。

第3 裁判長が万一、4月に当部を定期転勤で去るとしても、去る場合にこそ次回口頭弁論の法廷の最後で、国の指定代理人に、過去の進行協議の代理人以外の職員の出席とその名前、役職、関連性を聞いて下さい。

指定代理人が答えないと言うのであれば、その理由を聞いて下さい。

当職は、裁判長がこの質問すら指定代理人にしない場合は、裁判長が当職の質問に答えることを拒否したとして、今後もこの問題を、裁判長及び貴部に追及し続けます。

以上

<資料 再質問状：鈴木多賀志 2019/02/01 >

日本神経学会

代表理事 戸田 達史 様

前代表理事 高橋 良輔 様

貴職におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

メチル水銀中毒に関する貴学会の見解に対する私どもの質問（2019年9月27日付）に、文書による回答（2018年10月31日付）をいただきありがとうございました。

ところで貴職からの回答によると、当該文書「メチル水銀中毒症に係る神経学的知見に関する意見照会に対する回答 2018年5月10日」は、「環境省からの意見照会に対して学術的見地から本学会の意見をまとめ、回答したもの」となっています。そして、環境省の意見照会状は5月7日に発行されたことが判明しています。

すなわち貴職からの回答は、5月7日に環境省から意見照会を受けたので同月10日に回答書を提出した、という説明になっています。

しかし添付の理事会議事要旨には、既に2018

年1月26日の段階でワーキングチームによる原案ができあがっていたことが記載されています。

貴職の昨年10月の回答は、当該文書の作成経緯について事実と異なる虚偽回答であり、また、環境省からの質問に答えたものであるから第三者には公開できない、という理由も成り立ちません。

よって、なぜ、このような回答がなされたのか再度質問をする次第です。

質問事項

1. 戸田代表理事においては、なぜ、このような事実と異なる回答をされたのか、納得のいく説明をお願いします。
2. 高橋前代表理事においては、最初（2018年5月7日以前）に環境省から依頼を受け、ワーキングチームを立ち上げた経緯、ワーキングチームの構成、作業経緯、議論に際して参照した資料・文献を明らかにするようお願いします。

高橋前代表理事は、当時の直接の当事者でありますので、この質問には高橋前理事長からの回答を求めます。

資料として下記の文書を添付します。

環境省 メチル水銀中毒に係る神経学的知見に関する意見照会（回答依頼）1頁目

日本神経学会 メチル水銀中毒症に係る神経学的知見に関する意見照会に対する回答 1頁目

2017年度（平成29年度）第5回日本神経学会理事会議事要旨

どうか「日本神経学会会員は、神経学の発展を通じて国民の健康と福祉および社会への貢献をめざして、研究、教育、診療活動を高い倫理観をもって行うことに務める。」「研究においては、高い研究者倫理に基づき、正しく、誠実な公表に努める。」という貴学会の倫理綱領に則り、誠実な回答をお願いします。

2019年3月5日までに、文書での回答をお願いします。

水俣病溝口訴訟弁護団東京事務局 郵振口座：00130-9-482335「水俣病行政訴訟事務局」

〒337-0033さいたま市見沼区御蔵1247-8 鈴木多賀志方

FAX：048-683-7098

<http://mizoguchisaiban.o.oo7.jp/>（リンクフリー）

「チ工の話」それは溝口チ工さんの話、「知恵の輪」それは一見複雑だが実は単純なカラクリ、

「知恵の環」それは不条理を許さない人々の繋がり、「千重の和」それは向き合うことの積み重ね